

公益社団法人日本口腔インプラント学会 国際委員会規程

平成22年11月11日制定

(設置)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会定款施行細則第22条の規定に基づき、国際委員会（以下、「本委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、定款第5条に規定する渉外活動、及び International Journal of Implant Dentistry（以下、「国際誌」という。）の発行ならびに編集等にかかわる業務を行う。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長、副委員長及び原則として委員7名以内をもって組織する。
2 委員長及び副委員長は、理事会において正会員から選任し、理事長が委嘱する。
3 委員は、委員長が正会員から選出し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総括する。
2 副委員長は、委員長を補佐し、会務を遂行する。
3 委員は、この規程の第7条に掲げる事項を審議し、第8条に掲げる業務を担当する。

(任期)

第5条 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
2 補欠等又は増員により新たに選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 本委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
2 本委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き、決議することができない。ただし、当該議事につき委任状を提出した者は、出席者と見なす。
3 本委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 本委員会には、構成員のほか、委員長が必要と認め出席を要請した者及び委嘱を受けた業務担当者が出席することができる。

(審議事項)

第7条 本委員会は、次の事項を審議する。
(1) 国外の関連他学会との交流に関する事項
(2) 国外の他学会への演者及び役員の推薦に関する事項
(3) 関連する国際学会との連携に関する事項
(4) 国際誌の発行に関する事項
(5) 前号に関し、関連する国外学会との連携に関する事項
(6) その他、理事会から諮問された事項

(業務)

第8条 本委員会は、次の業務を行う。

- (1) 国外の関連学会に関する情報の収集及びその広報・通知に関すること
- (2) 国外の関連学会との共催学会開催の支援に関すること
- (3) 学術大会への外国人講師の招聘に関すること
- (4) 国際誌の発行にかかる業務
- (5) 前号に関し、関連する国外学会との連携・調整
- (6) その他、理事会から諮問された業務

(細則)

第9条 この規程の施行に関し必要な申し合わせ等は、本委員会の発議により、理事会の議を経て別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
2. この規程は、平成30年5月26日に一部改正し、同年6月11日から施行する。
3. この規程の施行に伴って、平成24年7月22日に制定した公益社団法人日本口腔インプラント学会国際誌委員会規程は廃止する。
なお、同学会が定めている規程等に、国際渉外委員会又は国際誌委員会と規定されているものは、国際委員会と読み替えるものとする。
4. この規程は、平成30年5月26日に、国際渉外委員会及び国際誌委員会統合に伴い規程改正されたが、国際誌業務が外れたことから平成30年7月8日に一部改正し、同日から施行する。
5. この規程は、令和2年12月6日に一部改正し、同日より施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行

平成20年3月30日一部改正、平成20年4月1日施行